

# 直売所のための加工食品表示ガイド

このガイドでは、直売所でよく目にする加工食品について、名称や原材料などに関する表示例や留意事項をまとめました。消費者の皆さんへ食品に関する正しい情報が伝えられているか、食品表示について点検を行いましょ。

## 加工食品の表示の基本

容器に入れ、または包装された加工食品には以下の表示が義務づけられています。

名 称	一般的な <b>名称</b> を表示します。（※商品名ではありません） その他、漬物やジャムなどは名称の表示方法が決まっています。
原 材 料 名	使用した <b>原材料</b> を重量の多い順に表示します。（※使用した状態の一般的な名称で表示します）
添 加 物	添加物を使用した場合は、使用した <b>添加物</b> を重量の多い順に表示します。
原 料 原 産 地 名	平成29年9月から、すべての加工食品（輸入品を除く）において、一番多く使用した原材料の産地を表示することになりました。（経過措置期間あり。令和4年3月31日まで）。砂糖などの加工食品を一番多く使用する場合は製造地（「国内製造」等）を表示します。
内 容 量	<b>重量（g・kg）・体積（ml・L）</b> または <b>数量（個数）</b> を表示します。（※計量法の規定による表示が必要な場合もあります）
消 費 期 限 または 賞 味 期 限	<b>消費期限</b> （急速に劣化しやすいもの）または <b>賞味期限</b> （品質の劣化が比較的遅いもの）を <b>年・月・日</b> で表示します。《製造から賞味期限までの期間が3ヵ月を超えるものは <b>年・月</b> で表示することもできます》
保 存 方 法	「〇〇℃以下」など具体的に表示します。
製 造 者	<b>製造者氏名（法人にあっては法人名）</b> 及び <b>製造所所在地</b> を表示します。 加工グループ等の場合は、代表者の氏名の表示が必要です。

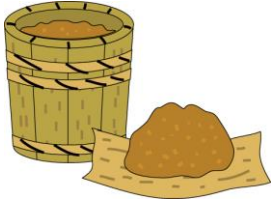
※原則として、表示に用いる文字はJIS規格**8ポイント以上**の活字とされています。

※その他食品の種類ごとに表示方法が定められているものがあります。

# 加工食品の表示例

## 「みそ」の表示例

「減塩」、「天然醸造」などを表示するためには、定められた基準を満たす必要があります。



名 称	米みそ
原材料名	大豆（兵庫県産）、米、食塩
内 容 量	1 k g
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製 造 者	△△加工グループ 代表 兵庫太郎 兵庫県〇〇市〇〇町〇番地

こうじの種類によって「米みそ」、「麦みそ」、「豆みそ」と表示し、それらを、あわせたものは「調合みそ」と表示します。

遺伝子組換え大豆を使用していたり、遺伝子組換え不分別の場合は、その旨の表示義務があります。

加工グループ等任意団体の場合は、代表者の氏名の表示が必要です。

## 「乾しいたけ」の表示例

従来から乾しいたけは原料原産地名の表示が必要です。



名 称	乾しいたけ（スライス）
原材料名	しいたけ（原木）
原料原産地名	〇〇市産
内 容 量	1 0 0 g
賞 味 期 限	2 0 × × . △ △ . × ×
保 存 方 法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製 造 者	兵庫太郎 兵庫県〇〇市〇〇町〇番地

名称の規定があるため「干しいたけ」ではなく「乾しいたけ」と表示します。薄切りしたものは、括弧書きで「スライス」と表示します。

かっこ書きで栽培方法（原木、菌床の別）を表示します。

## 「ミックスジャム」の表示例

名 称	ミックスジャム
原材料名	果実（いちご、りんご）、糖類（砂糖、水あめ）、レモン果汁
原料原産地名	兵庫県産（いちご）
内 容 量	2 5 0 g
賞 味 期 限	2 0 × × . △ △ . × ×
保 存 方 法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製 造 者	兵庫太郎 兵庫県〇〇市〇〇町〇番地

ジャム類には複数の果実を使用した場合は「果実（〇〇、△△）」、糖類を複数使用した場合は「糖類（〇〇、△△）」とまとめると個別の規定があります。

複数の原材料を使用し、原料原産地名の欄を作って産地を表示した場合、どの原材料の産地かが分かるように、産地の後ろに括弧を付け該当する原材料を表示します。

## 「白菜の浅漬け」の表示例

名称は、漬物の種類ごとに細かく決められています。「浅漬け」と呼ばれるものは基準の定義から「塩漬」と表示することになっています。

漬け床に使用した原材料は、「**漬け原材料**」の文字の次にかっこをつけて表示します。

原材料及び添加物の重量に占める割合が上位4位までで、かつ5%以上をしめる農産物の**原産地名**を表示します。

名 称	白菜塩漬
原 材 料 名	白菜、漬け原材料(食塩、昆布)
原料原産地名	国産(白菜)
内 容 量	300g
消 費 期 限	令和〇〇年〇月〇日
保 存 方 法	10℃以下で保存
製 造 者	兵庫太郎 兵庫県〇〇市〇〇町〇番地

調味液を除いた**重量**で表示します。

## 「きゅうりのしょうゆ漬け」の表示例

原料原産地名はかっこ書きでも可能です。

名 称	きゅうりしょうゆ漬
原 材 料 名	きゅうり(兵庫県産)、漬け原材料(しょうゆ(大豆・小麦を含む)、砂糖、食塩、醸造酢)
添 加 物	調味料(アミノ酸等)、酸味料
内 容 量	200g
賞味期限	令和〇〇年〇月〇日
保存方法	10℃以下で保存
製 造 者	兵庫太郎 兵庫県〇〇市〇〇町〇番地



**アレルギー表示**

添加物を重量の**多い順**に表示します。

小切りなどせずに、内容量が外見上容易にわかるものは省略することもできます。

### (参考) ●名称が規定されているもの(基準第3条第1項別表4)

食肉製品、魚肉練り製品	<u>ハム類、プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ、ベーコン類、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール</u>
清涼飲料水	<u>にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、豆乳類</u>
穀物加工品	<u>マカロニ類、パン類、乾めん類</u>
農産物加工品	<u>農産物漬物、トマト加工品、乾しいたけ、ジャム類、凍り豆腐</u>
水産物加工品	<u>煮干し魚類、削りぶし、うに加工品、うにあえもの、乾燥わかめ、塩蔵わかめ</u>
調味料	<u>ウスターソース類、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、食酢、みそ、しょうゆ、めん類等用つゆ</u>
油脂、油脂加工品	<u>食用植物油脂、マーガリン類</u>
その他	<u>乾燥スープ、チルドぎょうざ類、調理冷凍食品</u>

※下線については、規定された名称をそれ以外の食品に表示することができません



## よくある質問

○名称はどのように決めたら良いですか。

→商品名ではなくその製品を表す一般的な名称を表示しますが、一部名称が規定されているものがあります。

○複合原材料の原材料はすべて表示しないといけないのですか。省略できるものはありますか。

→基本はその複合原材料の原材料はすべて表示することとなっています。ただし、複合原材料を構成する原材料が3種類以上の場合は重量の高い順が3位以下でかつ、その割合が5%未満である原材料については「その他」と表示することができます。また、複合原材料の製品の原材料に占める割合が5%未満又は複合原材料の名称からその原材料が明らかな場合（例：JAS規格、品質表示基準や公正競争規約などで定義があるもの等）はその複合原材料における原材料の表示を省略することができます。個別の規定があるものは一部省略できないものもあるのでご注意ください。

（例）複合原材料であるマヨネーズを使用した場合の表示方法

### ①基本の表示方法

原材料名	〇〇、△△、マヨネーズ（植物食用油脂、卵黄（卵を含む）、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖）、□□、
------	--

※マヨネーズに使用されている原材料をすべて表示します。

### ②香辛料、食塩、砂糖がマヨネーズ中それぞれ5%未満配合されている場合

原材料名	〇〇、△△、マヨネーズ（植物食用油脂、卵黄（卵を含む）、醸造酢、その他）、□□、
------	--

※香辛料、食塩、砂糖は「その他」と表示できます。醸造酢は重量割合3位以下ですが5%以上使用されているため「その他」と表示することができません。

### ③使用したマヨネーズの最終製品に占める割合が5%未満の場合

原材料名	〇〇、△△、□□、××、マヨネーズ（卵を含む）
------	-------------------------

※マヨネーズの原材料を省略することができます。

※原材料を省略した場合でもアレルギーの表示を省略することはできません。

## 【表示に関する規定やQ&A等について】

消費者庁のHPから食品表示法（食品表示基準）や食品表示基準Q&A等の関係資料を見ることができます。当パンフレットの内容は一般的な加工食品の表示方法と一部の表示例となっています。製造する食品により表示方法が異なるものもありますので、基準を確認し表示を行うようお願いいたします。

また、表示内容については表示責任者が根拠を持って表示を行うことになっています。表示内容についての根拠資料（納品書や規格書等）を整理し、表示を行うようお願いいたします。

## 食品表示（品質事項）についてのお問い合わせ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X
光 都 農 林 振 興 事 務 所	赤穂郡上郡町光都 2-25	0791-58-2194	0791-58-2281
姫 路 農 林 水 産 振 興 事 務 所	姫路市東延末 3-12	079-281-9285	079-222-9943
農政環境部農政企画局消費流通課	神戸市中央区下山手通 5-10-1（県庁内）	078-362-3580	078-362-4276

※添加物・期限表示・アレルギー表示・保存方法（衛生事項）、栄養成分表示（保健事項）の表示方法については、最寄りの保健所にご相談ください。